

「令和8年度PETボトル再生処理事業者の登録審査（書類審査及び現地審査）」及び「令和7年度登録事業者への現地検査」に係る業務に関する  
入札説明書

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第21条に基づく指定法人が、業務として行うPETボトル再生処理事業者の登録審査及び現地審査等に係る技術支援に関し、以下のとおり一般競争入札を行いますのでご承知おきをお願いします。

記

1. 一般競争に付する事項

(1) 業務委託名

「令和8年度PETボトル再生処理事業者登録審査・現地審査並びに令和7年度現地検査等に係る技術支援業務」

(2) 業務履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

なお、業務の継続性を考慮し、今回決定した事業者には今後3年間（令和7年度から令和9年度まで）本業務を委託する場合があります。

(3) 業務委託概要

①令和8年度PETボトル再生処理事業者登録審査・現地審査に係る技術支援業務

②令和7年度PETボトル再生処理事業者の現地検査等に係る技術支援業務

(4) 業務委託詳細

業務委託仕様書をご参照ください。

2. 一般競争入札への参加資格

- (1) 業務委託仕様書に記載された業務を行える事業者であること。
- (2) 応札者は、法人格を持つ業務体であること。
- (3) 本業務に関する知見・経験を有するとともに組織・財政・人員等で確実な履行体制を有していること。
- (4) 本件業務を確実に遂行できるだけの財政的基盤を有していること。（直近3期分の決算において債務超過の状況にないこと。累損がないこと。現在において手許流動性など資金繰りの状態が健全であること。）
- (5) 秘匿性の高い情報を適切に管理できること。（本業務委託に関しては秘密保持契約の締結を行います。）

- (6) 当協会の定める個人情報保護方針に同意できること。(本業務委託に関しては、単年毎に協会が作成した個人情報保護に関する誓約書の提出および、管理報告書をご提出いただきます。)
- (7) 当協会が業務委託をしているPETボトル再商品化事業者と特別の利害関係がないこと。
- (8) 重大な法令違反や企業倫理に反する行為が過去1年以内に無いこと。
- (9) 再生処理事業者が申請した、登録申請書類は過去5年間の書類を保管する必要があり、保管が実施できること。
- (10) 暴力団等の反社会的勢力でないこと、反社会的勢力と密接な関係ではないこと(本業務委託に関しては、単年毎に当協会で作成した暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明確約書を提出いただきます)。

### 3. 入札参加申込並びに必要な書類の提出

#### (1) 入札参加申込書

入札参加希望者は「入札参加申込書」を簡易書留か特定記録郵便にて下記提出先へ令和6年11月1日(金)(消印有効)までに提出すること。入札参加申込書を確認次第、当協会より貴社へ企画書作成及び提出を依頼します。

なお、落札結果に関わらず提出された書類の返却は行わず、10年間保管の後、当協会において、適切に破棄を行います。

#### (入札参加申込書提出先)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル2階  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 PETボトル事業部

#### (2) 入札参加確定後の提出書類

入札参加確定後、下記書類を提出すること。なお、書式は任意です。

また、提出された書類について当協会から質疑をすることがあるため、回答できる体制を予め構築すること。

##### ① 会社概要の説明資料

ア. 会社案内を提出すること。

イ. 直近3期分の財務諸表

ウ. 会社として、過去に本件と同様または類似した業務を行ったことがある場合は、その業務内容、業務実施期間、成果等を記載すること。

エ. 会社として、業務委託仕様書に示す業務に関係する幅広い知見、情報収集のためのネットワークを有している場合は、その概要を記載すること。

##### ② 企画書

ア. 業務委託仕様書に基づく企画書を提出すること。

イ. 業務方針を記載すること。

ウ. 業務項目及び業務方法を明確に記載すること。

エ. 再委託を行う業務がある場合は、再委託業務の範囲、内容、再委託先の情報

(例 企業名、住所、連絡先等)を企画書へ具体的に明記すること。ただし、再委託者は2.一般競争入札への参加資格の(2)を除いた各項の資格要件を満たす者でなければならないとともに、業務委託仕様書に記載された業務の大半を再委託する場合又は再委託先が不適切と判断された場合は、入札参加を断る場合があります。

オ.業務委託仕様書に示した内容以外の独自の提案があれば、記載すること。

③ 業務手順書 (マニュアル)

業務委託仕様書に記載したすべての業務について、業務手順書 (マニュアル)を提出すること。

④ 見積書

ア.人件費、及びその他に必要な費用を記載すること。(見積書には、現地審査、現地検査に係る再生処理事業者への訪問や再商品化製品利用事業者への訪問に係る交通費実費は含めないこと。)

イ.現地検査、現地審査等を目的とした出張に伴う鉄道運賃、タクシー代等の交通費については基本的に実費請求となるが、航空券購入の際の請求(常にノーマル料金で請求、早期予約が可能な場合は早割り料金で実費請求等)や交通費実費以外の出張手当、ホテル費用(実際の支払い金額に拘わらず定額で請求、或いはホテルに支払った実費で請求)等に関し、貴社が当協会に適用する請求方法については別途資料を作成のうえ提出のこと。

なお、出張に際する交通費・日当・宿泊費等については、当協会の規定に準じて協議に応じるものとします。

ウ.②企画書のオを提案した場合は必要な費用を記載すること。

ただし、当協会が提案について必ずしも採用するとは限りません。

エ.委託業務を令和7年4月1日から速やかに開始するにあたり、当協会と事前に業務内容や手順、マニュアル類の確認を行う場合、落札決定の通知後から打合せ等を実施する必要があることが想定されます。その場合に係る費用も見積りに計上すること。

なお、本費用の支払いが先に必要な時は、協議に応じるものとします。

オ.見積書は、消費税10%を含む費用で計上すること。

⑤ 業務遂行スケジュール

業務ごとに日程、要員計画等のスケジュールを提出すること。

⑥ 業務を遂行する人員に関する説明書

ア.業務委託に携わる人員の経歴・取得資格の概要等を記載すること。

イ.過去に同様または類似した業務を行った経験のある人員が存在する場合は、その概要を記載すること。

ウ.業務委託仕様書に示す業務に係る幅広い知見、情報収集のためのネットワークを有している人員がいる場合は、その概要を記載すること。

#### 4. 書類の提出先及び提出期限

##### (1) 提出先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 2 階  
公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 PET ボトル事業部

##### (2) 提出期限

令和 6 年 11 月 15 日（金）当日消印有効

##### (3) 提出時の注意事項

封筒に、「入札申込書類」と朱書きのうえ、必ず発送日の記録（消印）が残る簡易書留  
か特定記録郵便を利用すること。

#### 5. 落札者の決定について

当協会の「支出行為及び業務委託先の選定に関する規定」に定められている総合評価  
方式にて選定を行います。総合評価方式とは、PET ボトル事業部が策定する個別評価  
基準に基づく総合評価点の最も高い事業者を業務委託先として決定する方法です。なお、  
落札結果については、令和 6 年 11 月末頃書面で通知いたします。

#### 6. 本件お問い合わせ先

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 PET ボトル事業部 溝口  
TEL : 03-5532-8692 FAX : 03-5532-8515

以上